

第 9 期 令和 5 年 2 月～5 月 7 日

特徴

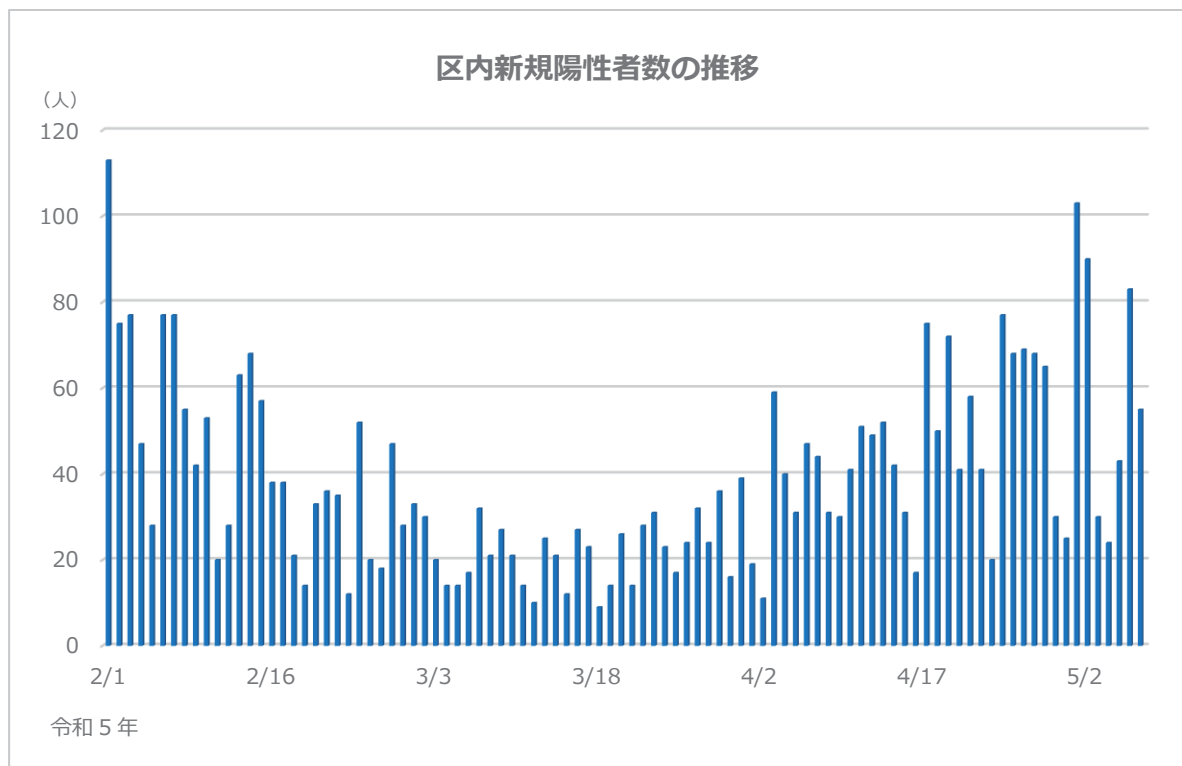
新型コロナと共存する日常の構築

～5 類感染症移行後の自主的な感染防止対策の実施に向けた取組～

第 9 期における感染状況【保健予防課／区政情報課／危機管理課】

区分	新規陽性者総数／第 9 期	死者数	最大新規陽性者数（日付）
区内	3,748 人	3 人	113 人（2 月 1 日）
都内*	119,095 人	498 人	4,012 人（2 月 1 日）
全国*	1,262,326 人	6,404 人	55,367 人（2 月 1 日）

※参照：厚生労働省HP「データからわかる-新型コロナウイルス感染症情報-」



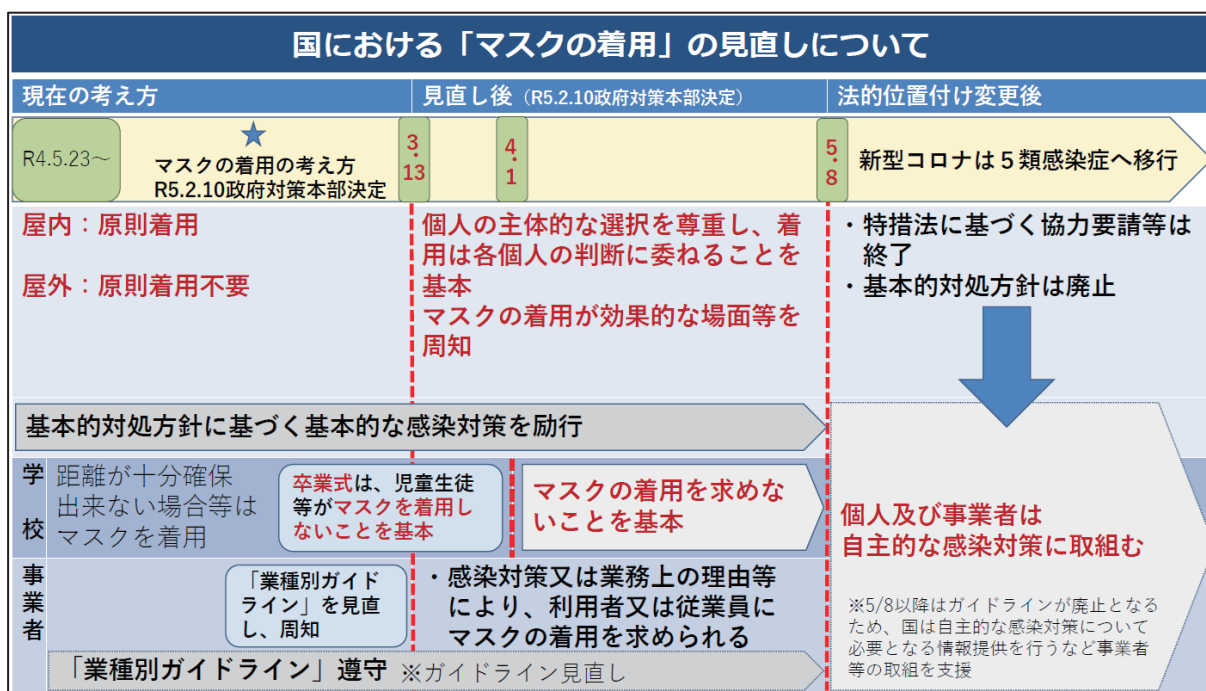
国・都・区の緊急事態等の措置【危機管理課】

措置等・期間	措置等の概要
感染拡大防止の取組【都独自】 5 年 3/13～5/7	【都民】 ・ 基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼 【事業者】 ・ 業種別ガイドラインの遵守など基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼 ・ イベントの規模要件に沿った開催を要請

マスク着用の考え方の見直し【危機管理課】

- ・ 5 年 2 月 10 日開催の政府対策本部において「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定、2 月 14 日開催の都対策本部会議において、「マスク着用」の見直しに係る都の対応が決定されたことを受け、第 78 回区対策本部会議で区の対応を決定

【国】 マスク着用の考え方の見直し等について
・ 「屋内では基本的にマスクの着用を推奨する」から「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、着用が効果的である場面を周知する方針」へ見直し ・ 国民への周知期間及び各業界団体・事業者の準備期間等を考慮し、3 月 13 日から適用し、学校においては 4 月 1 日から適用
【都】 「マスク着用」の見直しに係る都の対応
・ 「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、着用が効果的である場面を周知する」を決定
【区】 第 78 回区対策本部会議決定（5 年 2 月 22 日）
・ 「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、区民に対しては着用が効果的である場面などを周知するとともに、職員は、原則区民等と接する場合や政府が推奨する場面においては着用する」を決定



都対策本部会議資料抜粋（5 年 2 月 14 日開催）

5 類感染症への移行【危機管理課】

- ・ 5 年 4 月 27 日開催の厚生科学審議会感染症部会において、病原性の大きく異なる変異株の出現など特段の事情が生じていないことが最終確認され、5 月 8 日以降「5 類感染症」に位置づけることが決定され、同日に感染症法第 44 条の 2 第 3 項に基づき、厚生労働大臣が公表

区取組

対策本部の主な決定事項【危機管理課】

- ・ 新型コロナウイルスの感染状況や国・都における感染対策等を踏まえ、区対策本部会議において、以下の感染対策等を決定

開催回	開催日	決定事項
第 78 回	5 年 2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区施設の利用及びイベント時における業種別ガイドライン等の遵守、利用者への「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染防止策の呼びかけ (3/13～5/7) ・ マスク着用の取扱い（個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人

		<p>の判断に委ねることを基本とし、区民に対しては着用が効果的である場面などを周知するとともに、職員は、原則区民等と接する場合や政府が推奨する場面においては着用) (3/13～5/7)</p>
第 79 回	5 年 5 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・類型変更から当面の間の区の対応 ① 現行の「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置 ② マスク着用の取扱い（個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、区民に対して着用が効果的な場面などを周知し、職員は、原則区民等と接する場合や政府が着用を推奨する場面において着用) ③ 区施設等の運営や区事業の実施（「手指消毒液の設置」、「換気」等の基本的な感染対策の実施 ④ その他の感染対策の実施（「入口での消毒液の設置」、「アクリル板等の設置」等の実施、「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」等の感染対策の有効性の周知) ⑤ 「新型コロナウイルス感染症に係る公表基準」の廃止 ⑥ 「新型コロナウイルス感染症対策寄附金」の募集終了（5 月 7 日) ・類型変更に伴う区の対応（相談対応・入院調整等) ① 現行の「新宿区新型コロナウイルス電話相談センター」による相談対応を継続 ② 「東京都健康安全研究センター」との連携による高齢者施設等で陽性者が発生した場合の集中的検査の実施 ③ 区内医療機関への検査協力金支給の継続（国の治療薬全額公費支援策及び入院医療費自己負担軽減策が継続される 9 月末まで) ④ 医療機関への入院調整又は高齢者等医療支援型施設・妊婦支援型宿泊療養施設等への入所調整の実施（中等症Ⅱ以上の患者及び特別な配慮が必要で広域的な調整が必要な患者を対象に 9 月末まで) ⑤ 「東京都即応支援チーム」との連携による高齢者施設等で集団感染が発生した場合の積極的疫学調査の実施

【 類型変更後における区のマスク着用の取扱い【危機管理課】】

・ 5 類感染症への移行後に感染再拡大が生じる恐れがあること等を鑑み、第 79 回区対策本部会議で決定したマスク着用の取扱いについて、5 年 5 月 8 日から当面の間も継続することを庁内に通知

施設分類		職員等		利用者	
		通常時	応対時	利用者本人	訪問者（家族等）
①	高齢者施設	要	要	推奨	推奨
②	障害者児施設	要	要	推奨	推奨
③	保育施設	個人判断	要	推奨しない	個人判断
④	子育て支援施設等（学童クラブ・放課後子どもひろば含む）				
	就学児以上	個人判断	要	個人判断	個人判断
	未就学児	個人判断	要	推奨しない	個人判断
⑤	その他施設	個人判断	要	個人判断	個人判断

※職員等とは指定管理者および委託事業者を含み、応対時とは窓口での接客を含む

※有症状や家族等に陽性者がいる場合など、周囲に感染を広げないため国が着用を推奨する期間はマスクを着用

※学校及び幼稚園については、マスクの着用を求めないことを基本とする

【 5 類感染症移行後の対応【危機管理課】】

・ 5 年 5 月 2 日開催の第 79 回区対策本部会議において、5 月 8 日から当面の間における区の対応を決定

対応内容	概要
区対策本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類型変更後も国からの情報提供や感染状況等を踏まえ、区の対応を決定する必要があることから、現行の「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
感染対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区施設等の運営や区事業の実施にあたり、「手指消毒液の設置」「換気」等の感染対策を実施 ・ 「三つの密の回避」や「人と人との距離の確保」等の感染対策を、高齢者等重症化リスクの高い方に配慮し、有効性を周知 ・ 入口での消毒液の設置、アクリル板等の設置等 ・ 区民等に対し、区ホームページや広報新宿にて周知

感染者の公表	・感染者数の把握や公表について、公表基準を廃止し、季節性インフルエンザと同様に、必要に応じて区民等へ周知する取扱いに変更
--------	--

医療・保健・予防対策【保健予防課】

- ・感染症法改正による位置づけの変更に伴い、自主的な感染対策の取組を中心とする支援体制への移行を準備

【相談・疫学調査・療養支援体制】

実施時期	実施内容
5 年 5 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法における新型コロナウイルスの位置づけ変更に伴い、外出自粛要請が終了したため、隔離目的の宿泊療養入所を終了 ・5 月 8 日以降の入院調整については、診断した医療機関が中心となり調整する形に段階的に移行

【自宅療養者の療養期間（厚生労働省の通知に基づき実施）】

時期	期間
4 年 9/7～5 年 5/7	<ul style="list-style-type: none"> ・発症日から 7 日間が経過し、症状軽快後 24 時間が経過 ・無症状病原体保有者は、発症日（検査日）から 7 日間が経過、または発症 5 日目に抗原検査キットにて陰性を確認した場合、5 日間経過後

※いずれの期間も陰性確認により療養期間は終了となるが、重症者等における PCR 検査機会の確保の観点から、2 年 5 月 1 日以後の期間は積極的な陰性確認の検査は実施せず

【医療提供体制】

実施時期	実施内容
5 年 5 月	・薬局での相談対応に活用できるよう、2 類から 5 類感染症への移行に伴う都や区の対応、相談窓口の変更について新宿区薬剤師会等へ周知

ワクチン接種【ワクチン接種対策室】

- ・新型コロナウイルスワクチンの令和 4 年秋開始接種の接種勧奨及び令和 5 年春開始接種について、以下のとおり決定し、実施

日付	事項
5 年 3 月 11 日	・小児（5 歳以上 11 歳以下）接種の 3 回目・4 回目接種券（オミクロン株対応ワクチン）発送
5 年 4 月 7 日	・令和 4 年秋開始接種勧奨はがき送付
5 年 4 月 10 日	・令和 5 年春開始接種 60 歳以上 64 歳以下接種券発行申請案内はがき送付
5 年 4 月 14 日	・令和 5 年春開始接種券発送
5 年 4 月 24 日	・予約サポート開始（4 月 28 日まで）
5 年 5 月 8 日	・令和 5 年春開始接種開始

区民等に向けた広報・情報発信【区政情報課】

- ・新型コロナウイルス関連情報について、広報新宿、SNS 等の広報媒体を活用し、区民等へ周知・啓発を実施

【各媒体の新型コロナウイルス関連情報発信回数】

発信媒体	発行・発信回数
広報新宿（通常号）	新型コロナウイルス関連記事を掲載した発行回数 7 回
SNS	ツイッター（現・X）19 回、フェイスブック 18 回、LINE 18 回
ホームページ	新型コロナウイルス関連情報を発信（随時）

【各媒体の主な発信内容】

発信媒体	発行・発信回数
広報新宿（通常号）	・マスクの着用は個人の判断が基本になります（3 月 5 日号） ・令和 5 年春開始接種の対象者・予約方法（4 月 15 日号） ・5 類移行による医療提供体制の変更点（5 月 5 日号）
SNS	・小児オミクロン株対応ワクチン 3 回目接種枠の増枠（3 月 24 日） ・令和 5 年春開始接種を開始（4 月 14 日）
ホームページ	・5 年 4 月以降のワクチン接種（令和 5 年春開始接種等）について掲載（3 月 24 日）

区民からの意見・問合せと区への対応【区政情報課／保健予防課】

- ・区民等から寄せられた新型コロナウイルス関係の意見・問合せに対応

【新型コロナウイルス関係の意見・問合せ件数】

種別	意見・問合せ件数
新型コロナウイルス電話相談センター等	887件
新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター	8,196件
コールセンター（しんじゅくコール）	230件（総件数（10,893件）の2.1%）
区民意見システム・区長へのはがき等	49件（総件数（1,438件）の3.4%）
主な意見・問合せ	
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン接種について ・感染症法上の位置づけ変更について 	

※コールセンター（しんじゅくコール）及び区民意見システム・区長へのはがき等は区政全般に関する意見・問合せ窓口

区への主な対応

【地域振興部】

対応の内容	実施期間
<ul style="list-style-type: none"> ●iPad・電子回覧板アプリ・SNSの活用促進【p339】 榎町地区に加え、落合第二地区、柏木地区、角筈地区で電子回覧板アプリの実証実験を開始	5年4月～継続

【文化観光産業部】

対応の内容	実施期間
<ul style="list-style-type: none"> ●経営力強化支援事業【p300】 全業種を対象におもてなし店舗支援、専門家活用支援事業、中小企業展示会等出展支援の一本化に加え、IT・デジタル対応支援及び生産性向上や省エネ等に資する設備等購入支援を新たに追加した経営面での総合的な支援を実施	5年4/1～継続

【健康部】

対応の内容	実施期間
<p>●自宅療養者への入所・入院調整の実施【p192】</p> <p>感染症法における新型コロナウイルスの位置づけ変更に伴い、外出自粛要請が終了したため、隔離目的の宿泊療養入所を終了</p>	5 年 5 月 7 日

【教育委員会事務局】

対応の内容	実施期間
<p>●分散登校・臨時休業等の実施【p243】</p> <p>新型コロナウイルスが 5 月 8 日から感染症法上 5 類感染症に移行された後の区立学校（園）の臨時休業等について、判断基準等を周知</p>	5 年 5 月 2 日

第 9 期における対応の総括

- ◎5 年 5 月 8 日からの 5 類感染症移行に向けて、国から基本的感染対策の見直しが示されたことを踏まえ、マスクの着用の取扱い、区施設等の運営や区事業の実施における感染対策等について、当面の間における区の対応を決定
- ◎特措法に基づき設置された政府対策本部及び都対策本部が廃止となる一方、5 類感染症移行後も国等からの情報提供や感染状況等を踏まえ、区の対応を決定する必要があることから、区対策本部会議を引き続き設置することを決定

(参考)都の主な対応

医療提供体制
<p>●外来体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い医療機関で新型コロナウイルスの患者が受診できるよう、必要となる感染対策や準備を講じつつ、5 年 5 月 8 日から段階的に移行 ・感染防止対策の内容や応招義務の整理等について医療機関へ周知 ・感染拡大した場合に機動的に対応できる体制を確保

<p>●診療・検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い医療機関が新型コロナウイルスの患者の診療に対応する体制へと 5 年 5 月 8 日から段階的に移行し、集中的検査は、高齢者等のハイリスク層を守るため継続
<p>●自宅療養体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設への往診チーム派遣の継続
<p>●医療機関への入院等</p> <ul style="list-style-type: none"> 5 年 9 月末までの移行計画を策定し、幅広い医療機関が入院患者を受入れ、入院調整も医療機関間で調整する体制へ 5 年 5 月 8 日から段階的に移行 高齢者等医療支援型施設全 8 施設を継続 酸素・医療提供ステーションを救急のひっ迫状況に応じて再開できる体制を継続
<p>●高齢者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大した場合に機動的に対応できる体制を確保 高齢者等のハイリスク層を守るため、高齢者施設等への往診チーム派遣を継続
<p>●子ども対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大時に機動的に対応できる体制を確保（小児を対象に保健所・都による入院調整を継続）
<p>●モニタリング・サーベイランス</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京 iCDC 及び医療体制戦略ボードなど専門家を含めた健康危機管理体制を継続 新たな変異株の発生に備えた監視体制を継続
<p>ワクチン接種</p>
<p>●ワクチン接種の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障害者施設入所者の確実な接種推進 都・大規模接種会場の運営継続（都庁北展望室、三楽病院） 小児・乳幼児の接種推進（都庁北展望室、三楽病院）
<p>都民、事業者への協力要請</p>
<p>●都民、事業者への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 5 年 3 月 13 日からは、マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重、高齢者等重症化リスクの高い者を守るため、感染防止対策としてマスクの着用の有効性や効果を踏まえつつ、マスクの着用が効果的な場면을都民、事業者へ周知 5 年 5 月 8 日からは、都が感染防止対策を一律に求めるのではなく、個人・事業者の状況に応じた自主的な判断と取組を基本へ移行